



2020年1月27日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社  
代表者 代表取締役社長 押味 至一  
(コード番号 1812 東証・名証各第一部)  
問合せ先 総務管理本部総務部長 田辺 義晴  
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

当社の連結子会社である鹿島道路株式会社による  
公正取引委員会からの排除措置命令等に対する取消訴訟の提起について

当社の連結子会社である鹿島道路株式会社（以下、「同社」といいます。）は、2019年7月30日、全国におけるアスファルト合材の製造販売に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

その後、同社は、各命令の内容及び閲覧した証拠を精査・確認のうえ対応を慎重に検討してまいりましたが、各命令における事実認定及び判断には誤りがあると考えており、司法判断を仰ぐべく、本日開催の同社の取締役会において、各命令に対する取消訴訟の提起を行うことを決議いたしました。

当社としましては、同社の判断を支持しておりますが、本件取消訴訟の提起及びその結果にかかわらず、今後ともグループ全体でのコンプライアンス体制の一層の強化・充実に努めてまいります。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜り、引き続きご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、同社は、課徴金（58億157万円）と同額を独占禁止法関連損失引当金として2020年3月期第2四半期決算までに計上しており、2019年11月12日に公表いたしました2020年3月期の通期連結業績予想につきましては、現時点では変更はございません。

以 上